



台湾における口蹄疫の発生について

台湾における口蹄疫の発生について、OIEへ報告がありましたのでお知らせいたします。引き続き、農家の皆様は、飼養衛生管理基準を遵守し、農場への侵入防止対策の強化をお願いします。

【概要】

- ・発生数：1件（緊急通報）
- ・発生日：2012年1月19日
- ・確定日：2012年1月21日
- ・血清型：0型

【発生状況】

- ・発生場所：台湾 澎湖県 馬公市
- ・概要：

台湾本島から澎湖島へ輸送され、検疫所で係留中の肥育豚のうち数頭から水疱が発見された。国立研究所にてRT-PCRを行った結果、口蹄疫血清型0型陽性。

当該群のとう汰、施設の清掃・消毒は完了。

台湾本島における出荷農場並びにこの出荷農場から半径3km圏内にある偶蹄類を飼育している農場(牛/ヤギ/鹿農場1、ヤギ/豚農場1、鹿農場1、ヤギ農場5、牛農場7)において、臨床検査と疫学調査を実施。結果は、対象動物は全て健康で臨床学的・疫学的感染の証拠は確認されなかった。

現在とう汰した肥育豚から採料した材料について追加の検査を実施中。

台湾地図



【動物種】	【飼育頭数】	【症例数】	【死亡数】	【とう汰数】	【と畜数】
豚	239	140	0	239	0

【現地当局の対応】

- ・とう汰、隔離、スクリーニング、施設等の消毒
- ・ワクチン接種しない
- ・患畜を治療対象としない

出典：OIEホームページ

http://web.oie.int/wahis/public.php?page=single_report&pop=1&reportid=11538

オーストラリアでの低病原性鳥インフルエンザの発生

平成24年1月27日、オーストラリア及びビクトリア州政府は以下について公表しました。

家きん飼養者の皆様は、飼養衛生管理基準を遵守し、引き続き防疫対策の強化をお願いします。

- 1 ビクトリア州（メルボルン北西部の商業アヒル農場2農場）で、低病原性鳥インフルエンザ※の感染が確認された。
- 2 これまでの検査では、当該インフルエンザウイルスは、低病原性H5亜型であることが確認されている。
- 3 当局は、当該2農場の24,500羽を殺処分する予定。



(地図は在京オーストラリアウェブサイトより転載)

※ 低病原性鳥インフルエンザとは

高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、家きんがほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがある。海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されている。

低病原性鳥インフルエンザは、家畜伝染病予防法で法定伝染病に指定されており、国内において、家きんで発生が確認された場合は、高病原性鳥インフルエンザと同様に殺処分等が行われる。